

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

今後の新型コロナワクチン接種について（その3）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

本事務連絡は、本年2月22日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の検討内容を情報提供するもので、概要は下記のとおりです。今後は、3月上旬の分科会で法令改正に係る諮問手続を経て、最終的な結論を得るとのことです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○2023年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長することにより、接種を継続することとしてはどうか。なお、2024年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当ではないか。

○有効性の持続期間等から検討を行い、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9月から12月）にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏（5月から8月）にかけて前倒してさらに1回接種を行うこととしてはどうか。

○2023年春夏の追加接種について

・新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者に接種を行うとともに、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者にも接種機会を提供することとしてはどうか。

・現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本としてはどうか。その際、何らかの理由でmRNAワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、組換えタンパクワクチン等も使用可能とすることが考えられるのではないか。

○2023年秋冬の追加接種について

・追加接種可能な全ての年齢の者を対象としてはどうか。

・使用するワクチンは2023年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進めることとしてはどうか。

○2023年度において、令和4年秋開始接種の後に行う追加接種については、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法上の接種勧奨及び努力義務の規定の適用を除外することとしてはどうか。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)